

◎ 各機関が講じた措置の状況

1 指摘事項の措置

指摘のあった機関 1機関 (1件)

No.	機 関	項目	指摘内容	講じた措置
1	中北建設事務所 (本所)	収入	道路使用料の調定について、6か月以上遅延しているものがあつた。 (合計 34,106,977円)	(発生原因の検証結果) 条例等に基づく適正な処理期限に対する認識が不足していたことに加え、業務体制も不十分であつたことなどから調定事務に遅延が生じた。 (今後の対応策等) 適正な処理期限に対する認識を高めるとともに、当該調定事務が一人の職員に集中しないよう、複数の職員で業務を分担する体制に見直しを行う。

2 指導事項の措置(主なもの)

指導事項のあった機関 49機関 (72件)

項目	指導内容	講じた措置
収入 (8件)	○督促状が期限内に発付されていなかったもの(2件) [職員厚生課] 令和6年度庁内託児所利用料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。	(発生原因の検証結果) 電話による督促を行ったものの、督促状に関する認識が不足しており、納期限後20日以内に発付できなかった。 (今後の対応策等) 納期限までの納入が確認できなかった場合は、電話による督促と併せて速やかに督促状を発付する。
支出 (7件)	○前渡資金精算書が作成されていなかったもの(1件) [防災危機管理課] 資金前渡(精算あり)で支出していた次の3件について、前渡資金精算書を作成していなかった。 ①防災局年賀状購入に要する経費 ②防災行政無線の敷地等の借上げに要する経費(甘利山補助中継局分) ③防災行政無線の敷地等の借上げに要する経費(大月補助中継局分)	(発生原因の検証結果) 財務規則の認識不足があったため、前渡資金精算書を作成していなかった。 (今後の対応策等) 令和6年度に資金前渡された支出について再度確認し、未作成の書類について作成を行った。今後は、財務規則の認識不足がないよう課内で再度周知を図り、再発防止に努める。
給与 (10件)	○諸手当が適切に支給されていなかったもの(7件) [人事委員会事務局] 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。	(発生原因の検証結果) 当所属では週休日の出勤が多く、同一週内での振替が困難なため、翌週以降に振替を行う事例もある。その一部情報が給与事務担当者には共有されていなかった。 (今後の対応策) 監査終了後、該当職員に追加支給処理を行った。今後は振替日の状況を随時所属内で共有し、月末集計時には複数職員で確認を行うとともに、前月以前の申請内容についても再確認を実施するなど、再発防止に努める。加えて、週休日の振替に関する制度を所属内で改めて周知・徹底する。
財産 (17件)	○公有財産の移動報告が行われていなかったもの(5件) [富士山観光振興グループ] 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。	(発生原因の検証結果) 当該業務における公有財産の貸付期間は3年であり、移動報告は毎年行う手続ではなかったこと、加えて担当者間での引継ぎが十分に行われていなかったことから、当該手続を怠つた。 (今後の対応策等) 規則に定める移動報告は既の実施済みである。今後は移動報告を確実に行うため、担当者間での引継ぎを徹底するとともに、他事例においても手続の遺漏がないよう、担当内で問題を共有し、再発防止に努める。
物品 (8件)	○占有物品の管理が適正に行われていなかったもの(7件) [産業政策課] 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていなかった。	(発生原因の検証結果) 会計年度任用職員が使用するパソコンについて、賃貸借契約期間が終了したが、占有物品払出調書の作成を失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに占有物品払出調書の作成を行った。今後は職員ポータル内のスケジュール機能を活用し、受入れと同時に、払出の日(通常3月31日)を担当者も含めた複数のスケジュールに登録する。スケジュールに登録された複数名が払出日に相互に確認することにより、再発防止に努める。
契約 (1件)	○契約書の特記事項に関する不備があつたもの(1件) [障害福祉課] 重度心身障害者医療費貸与管理システム及び精神保健福祉手帳等関連業務システム用サーバ機器等賃貸借契約書において、次のとおり不備があつた。 ①契約書第25条に定める個人情報取扱特記事項に、受託者は発注者である山梨県知事に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面上により報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。 ②同第26条に定める情報セキュリティに関する特記事項が添付されていなかった。	(発生原因の検証結果) 契約業務に関する認識不足のため、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に基づく必要書類を委託業者から徴していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに受託業者に対して、作業従事者及び個人情報保護責任者を書面で報告させるとともに、既存の契約書に情報セキュリティ特記事項を添付し、調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書を提出させた。今後は、事務処理に遺漏のないよう職員に周知を行うとともに、複数人による確認を行うなどチェック体制の強化を図って再発防止に努める。
工事 (7件)	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に抵触していたもの(1件) [子育て・次世代サポート課] 甲府市中区配水池更新に伴う配管切り回し工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、再資源化等は実施されていたが、次のとおり不備があつた。 ①同法第11条に定める分別解体等の計画などに関する所管自治体への通知が行われていなかった。 ②同法第13条第1項に定める対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すべきところ、なされていなかった。	(発生原因の検証結果) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律についての認識不足により、必要とされる再資源化等は実施していたが、所管自治体への通知及び対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する手続の必要性を認識していなかった。 (今後の対応策等) 直ちに所管自治体である甲府市に状況を説明し、指導を受けるとともに、工事請負業者との間で対象建設工事の分別解体等の方法や解体工事に要する費用等を記載した書面を作成し、記名押印をして相互に交付した。今後は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務手続が適切に行われるよう職員に周知を図るとともに、引継書に明記して同様の誤りを防止する。併せて工事請負契約を締結する際は、再資源化等の対象工事となるかを含め複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。
重点事項 (14件)	○委託契約書の特記事項に関する不備があつたもの(11件) [峡東農務事務所] 用地調査業務委託契約書において、契約書第2条に定める仕様書及び同第9条に定める個人情報取扱特記事項が添付されていないものがあつた。	(発生原因の検証結果) 契約業務に関する認識不足から、必要書類の添付を失念してしまった。 (今後の対応策等) 契約書に必要な事項に漏れがないか複数で十分に確認することとし、再発防止に努める。

監査結果の報告及び公表に係る法令の規定

<p>監査結果に基づく措置(地方自治法第199条第14項)(監査結果措置状況の報告・公表) 「監査委員から・・・監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会・・・その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(・・・)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知の内容を公表しなければならない。」</p>
